5　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年９月30日までとする。

6　その他

⑴　けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）１台をけん引している場合には、１台の自動車とみなす。被けん引自動車を２台以上けん引している場合には、２台目以後の被けん引自動車について、１台につき更に普通車の料金１台分を徴収する。

⑵　乗継について

首都高速道路を通行してきたＥＴＣ車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ＥＴＣシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを１回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを１回の通行とみなす。

⑶　実施期日

この公告に係る料金の額及び徴収期間は、特に定める場合を除き、平成24年１月１日から実施する。

別添１

料金距離（単位：km）

・「—」…距離を算出できない、又は通常利用されない経路
・ジャンクションは「ＪＣＴ」と表記する。

都道首都高速１号線

																	羽　田		
																空港西	—		
															昭和島ＪＣＴ	1.6	2.8		
														平和島	—	2.9	4.1		
													鈴ヶ森	—	—	—	—		
												勝　島	0.6	2.2	—	5.1	6.3		
											大　井ＪＣＴ	—	—	—	—	—	—		
										芝　浦	3.5	—	5.8	7.4	—	9.6	10.8		
									芝　浦ＪＣＴ	—	—	—	—	—	—	—	—		
								浜崎橋ＪＣＴ	0.6	1.7	5.2	—	7.5	9.1	—	11.3	12.5		
							汐　留ＪＣＴ	1.0	1.6	2.7	6.2	—	8.5	10.1	—	12.3	13.5		
						銀　座	1.2	2.2	2.8	3.9	7.4	—	9.7	11.3	—	13.5	14.7		
					新富町	0.4	1.6	2.6	3.2	4.3	7.8	—	10.1	11.7	—	13.9	15.1		
				京　橋	0.2	0.6	1.8	2.8	3.4	4.5	8.0	—	10.3	11.9	—	14.1	15.3		
			京　橋ＪＣＴ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		宝　町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	江戸橋ＪＣＴ	0.7	1.4	—	1.7	2.1	3.3	4.3	4.9	6.0	9.5	—	11.8	13.4	—	15.6	16.8		
	本　町	—	1.4	2.1	—	2.4	2.8	4.0	5.0	5.6	6.7	10.2	—	12.5	14.1	—	16.3	17.5	
上　野	2.2	—	3.6	4.3	—	4.6	5.0	6.2	7.2	7.8	8.9	12.4	—	14.7	16.3	—	18.5	19.7	
入　谷	—	3.7	—	5.1	5.8	—	6.1	6.5	7.7	8.7	9.3	10.4	13.9	—	16.2	17.8	—	20.0	21.2